

愛知県新型インフルエンザ等対策本部条例

平成二十五年三月二十九日
条例第十号

愛知県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

愛知県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十六条の規定に基づき、愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 愛知県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 本部の副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部の本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(会議)

第三条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、本部の会議を招集するものとする。

(雑則)

第四条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日（この条例の公布の日が同法の施行の日以後となる場合には、公布の日）から施行する。